

むつ市議会第234回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

平成29年12月12日（火曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 行政報告

【一般質問】

第2 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）1番 原田敏匡 議員

（2）14番 中村正志 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
9番	菊 池 広 志	10番	東 健 而
11番	佐 賀 英 生	12番	富 岡 修
13番	大 瀧 次 男	14番	中 村 正 志
15番	濱 田 栄 子	16番	浅 利 竹 二 郎
17番	佐々木 肇	18番	齐 藤 孝 昭
19番	富 岡 幸 夫	20番	村 中 徹 也
21番	川 下 八 十 美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾 郎
25番	鎌 田 ち よ 子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
教 育 長	遠 島 進	公 管 企 業 者	花 山 俊 春
政 統 括 策 監 長	川 西 伸 二	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 委 員 長	畑 中 政 勝	農 委 員 会 長	立 花 順 一
企 画 部 長	村 田 尚	財 務 部 長	氏 家 剛
財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代	民 生 部 長	中 里 敬
保 健 福 祉 部 長	瀬 川 英 之	保 福 健 推 進 社 健 部 康 り 監	徳 田 暁 子
経 済 部 長	三 上 達 規	建 設 部 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 畑 庁 舎 長	坂 井 隆

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

本日この後、学校給食への異物混入事故について、市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 行政報告

○議長（白井二郎） 日程第1 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 皆さん、おはようございます。

このたび、むつ市立大畑小学校において、学校給食への異物混入事故の事案が発生いたしました。この件につきましては、教育委員会からご報告申し上げます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 学校給食への異物混入事故

の事案が発生したことにつきまして、行政報告させていただきます。

まず、報告に至った経緯について申し上げます。

平成29年12月11日、昨日でございます。午後3時45分ごろ、むつ市立大畑学校給食センター施設長から教育委員会に対して、大畑小学校の給食に金属片が混入していたとの一報を受けました。

概要ですが、同日午後零時40分ごろ、大畑小学校2年生の女子児童が、ひじきの炒り煮を口に入れた際に異物を感じ、口から出したところ、幅約7ミリメートル、長さ約25ミリメートルの金属片が混入していたとのことであります。

当該児童の健康状態に問題はなく、口の中を切った等のけがはなく、他の児童につきましても、同様の異物混入や食べたという報告はありませんでした。

教育委員会といたしましては、安全で安心な給食の提供を第一に考え、今後、このようなことがないように、原因を追及するとともに、調理場内での厳重な注意と指導を徹底し、再発防止に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。20番村中徹也議員。

○20番（村中徹也） 1点だけお尋ねいたします。

異物が見つかったのが零時40分、そして施設長から教育委員会に一報が入ったのが3時45分、約3時間です。この間、施設長及びここで働いている人はどういう行動をとったのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

まず、センターなのですけれども、市のほうから委託しております委託先であるのが大畑のむつ市教育振興会ということで、このセンター長は大畑中学校の校長が充て職となっております。

現場が小学校であることで、最初小学校から給食センターと申しますか、大畑のむつ市教育振興会のほうに連絡が入り、センター長に連絡が入りということで時間が生じたことと、あといろいろ校長、センター長は確認をして、うちのほうに一報を入れたということでお聞きしております。いろいろな確認をしたうえで一報を入れたとお聞きしております。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） よく聞き取れませんでした。声が聞こえなかったというか、何かもやっとして、ちょっと聞きづらかったのですが、施設長とか給食をつくっている方は、入っているのがわかってから独自で、どこから出たのだろうと、こういう調査をしたのですかということをお尋ねしているのです。

もう一つは、通常3時間、今ちょっとわかりませんでしたけれども、何か組織の名前言ってしまったけれども、通常この3時間というのは本部、いわゆる本部ですね、教育委員会は。これは、妥当な時間なのか。この2点をお尋ねします。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

本来であれば、うちのほうではむつ市学校給食異物混入対応マニュアルというものを各小・中学校にお渡ししております。その中で、今の現場対応であるとかは定められているのですけれども、今現在はそのような、どの時点でその破片を見つけたのかとか、いろんなことを今確認中ということで聞いておりますので、それがわかり次第、またお伝えしたいとは思っておりますけれども、現在確認中ということで、取り急ぎ今の行政報告に至った次第でございます。

○議長（白井二郎） 20番。

○20番（村中徹也） いや、確認したいのはわかっているのです。それはそれでいいのです、これか

ら確認していただければいい。僕が聞いているのは、この3時間の中に施設長とか働いている方が、その振興何とかに連絡したとか何とかとよくわかりませんが、この3時間の中に、この方々は何が原因か、独自で、例えば鍋だとか、例えばガス台だとか、こういうのを調べたのですか。調べて3時間かかったのですかということをお尋ねしているのです。ですから、原因なんてまだわかっていないのはわかっていますから。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

そのようなことを独自に点検をしてからの報告になったと伺っております。

それで、ひじきの中に混入していたのではないかなというところまでは考えてはいるのですけれども、その先と申しますか、確実なところを今調査しております。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。2番山本留義議員。

○2番（山本留義） 今の教育部長の発言の中で、原因を調査しているという発言がありました。実は、けさ新聞で私も知ったのですけれども、その新聞を見る限り、原因がわからない。ただ、きょうから給食を続けるということで私新聞読んだのですけれども、そういう意味において、調査してまだ原因がわからないのにそういう対応というのはいかがなものですか。その辺、部長はどのように考えているのか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今のお尋ねにお答えいたします。

きょうの給食につきましてですが、きょうはこのセンターで調理する必要がない給食を提供しようというふうを考えております。それは何かといいますと、御飯につきましては外注をしております。そして、市役所で非常用に備蓄しております

カレーと、それから牛乳、ヨーグルト、これらを本日提供したいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 2番。

○2番（山本留義） 新聞等は報道の自由ですから、そういうことを知ってか知らないかはわかりません。ただ、市民といたしましては、特に私ども子供が本当にここの宝ですから、そういう意味で心配するとすれば、やっぱり何かそういう子供たち、そして保護者、そして市民の皆様本当にきちんと給食を提供するに当たっても、安心を与えるような報道であればいいのだけれども、私としては、きょうの新聞等を見る限り、本当に疑問を持った一人であります。その辺はどのように考えているのかお聞かせください。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

実は、この異物混入事故について私が報告を受けたのは、昨日の夕方6時過ぎだったと思いますけれども、その時点で、今の時点でもいいので、わかる限りで記者対応、報道発表してほしいということを経済委員会のほうに申し上げました。と申しますのも、事故があって時間がたってから発表するということは、これは逆にかえって事故を隠したですとかということで、市民の皆様に対して非常な不信感を持たれるであろうということの判断から、そのようにさせていただいた次第でありますし、それを受けて、きょう報道各社が報道しているという状況だと理解をしています。

いずれにいたしましても、今山本議員がおっしゃっていただいたように、児童の安全ということ、このことは学校生活の中で最も守っていかねばいけない事項の一つであるというふうに考えております。

そして、今回はたまたまけががなかったということではありますけれども、私にとっても痛恨の

出来事であるということは間違いございません。したがって、今後このようなことがないように、教育委員会を中心に関係者一丸となって取り組んでいくように指示をしているところでございますので、その点につきましてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 2番。

○2番（山本留義） 今市長から、速やかに報道をするようにということでありました。

先ほど同僚の村中議員が、事故発生から3時間もどうなのだという発言がありました。私も本当にそのように思います。やっぱり事故というか、そういうことがあったら、速やかにやっぱり教育委員会に報告して、そしてその対応をするというのが私ども保護者としても、市民としても安心ができるかなと、そういう思いでありますので、今後そういうことがなければいいのですけれども、あった場合、スピーディーな報告をするようお願いして終わります。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。18番 齊藤孝昭議員。

○18番（齊藤孝昭） 質疑の前に、ちょっと話したいことがあります。

ことしに入ってから、私の一般質問で、行政のリスクマネジメントについてという話をさせていただいたときがありました。同僚議員が2人質疑をした内容は、まさに行政のリスクマネジメントがうまく機能していないということの話だったということを指摘させていただきます。

そこで、今回のこの件について、原因を究明するということはそのとおりなのですが、調査方法をどういうふうにするのかを具体的にお知らせ願いたいと思います。

給食は、きょう仮にレトルトという話が出ましたが、あした以降、原因が究明されるまでの間の給食はどのように対応するのかお知らせください。

い。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 原因の究明はどのようにと
いうことではありました。本日、実は保健所の調
査がございまして。これは、機材の点検、そして衛
生面の安全性等の確認ということでありまして、
その結果を待ちまして、今後のことを決めて
いきたいというふうに思っています。

また、それで原因が究明できるのかどうかとい
うことについては定かではありませんけれども、
一応内部で調査したところによると、機材等の破
損などが見られない、そして調理場の機材に同じ
ような部品がないというようなことから、食材に
混入していたのではないかとといったような考えを
持っているところでありますが、それらも含めて
調査、究明していきたいというふうに思います。

以上でございます。

（「答弁漏れ」「あしたからどう
するのだ」との声あり）

○議長（白井二郎） 答弁漏れ、教育長。

○教育長（遠島 進） 先ほどお話し申し上げまし
たように、保健所の調査の結果を受けまして、あ
すからの対応を検討したいというふうに思いま
す。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 保健所の対応は、きょうじゅ
うに出るといふふうに、もうわかっているという
ことなのでしょう。あしたどうなるのかわか
らないのに、あしたから給食再開するといふ
ふうに聞こえましたが、具体的にお知らせください。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） きょうじゅうに結果が出る
かどうかはわからないということは、そのとおり
でございますので、結果が出ない場合の対応も検
討していきたいというふうに思います。

例えば本日は備蓄のカレーを提供するというこ
とにしておりますけれども、あす以降はまた同じ
ような備蓄のものを提供するの、または弁当を
持参してもらおうのかといったようなことを検討し
ていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 児童・生徒も保護者の皆さん
も、多分いろんな面で心配されていると思います。
レトルト対応というのは方針の一つかもしれませ
んが、しばらくの間は弁当を持参してもらおうとか、
例えば外注するとかという方針を先に立てて、そ
の後時間をかけて具体的にどうかという調査をす
るべきことだと私は思いますが、今の教育長の答
弁でいくと、もうあたかもあしたから給食再開で
きると、できそうだとおもうふうな方針のもとに答
弁をしているというふうに感じています。

冒頭申し上げましたが、リスクをマネジメント
するということはそういうことではなくて、どん
なことがあるのかということをご予想しながら、全
てのものに対応の準備をすることがマネジメント
することだと私は思っていますので、もう一度そ
の考えをお知らせください。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

今議員から指摘をされましたとおりにかなとい
ふふうに思います。その辺も含めまして、今後の対
応を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。15番
濱田栄子議員。

○15番（濱田栄子） 同じ年代の孫を持つ祖母とし
て一言お願いいたします。

今回は、異物混入の事故が発生しましたけれど
も、子供さんにけががなかったというのがまず一
番のよかった点だと思います。子供たちにやっぱ

り、これから自分の体は自分でまず守っていくという、常に守られた状態にあるというわけではないと思います。ですから、混入された原因はわかりませんが、子供たちが自分の体を守るために、よくかむということを、これを機会にもう一度改めて徹底してご指導をお願いしたいと思います。

それは、口の中にある状態の中で発見すると。飲み込むと事故が大きくなりますので、口の中にある状態で発見していくということで、そういったことを徹底してご指導していただきたいなと思います。

実は、同じ学年に孫もおりますので、ちょっと様子を聞きましたけれども、子供たちは余り大げさには捉えていなかったというか、ぴんときていない、2学年です。

そういう形で、いつ給食が再開されるかわかりませんが、これからどういうことが起きるかわからない時代でもありますので、そういったことをもう一度まだ確認しながら再開していただきたいなと思います。

以上です。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

いずれにいたしましても、今回大変子供たちも不安でしょうし、親御さんもちろん不安でしょうし、もちろんおばあさんもおじいさんも不安だというふうなことに、この新聞報道でなったと思います。

我々としては、今回のこの備蓄を提供する、備蓄していたそういう食を提供するというのは、あくまでも臨時的な措置でありますので、きょうこの後、しっかりと教育委員会、それから市長部局で相談をしたうえで、今後の対応について考えてまいりたいと考えております。

繰り返しになりますけれども、児童・生徒の学

校生活における安全というものが我々最も重視しなければいけない課題だと思っております。このことは、教育委員会だけではなくて、我々も含めてしっかりそのことをもう一度考えたうえで対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。14番 中村正志議員。

○14番（中村正志） 皆さんの質疑を聞いていて、ちょっとわからないところがありましたので、1つだけ確認したいというか、お知らせ願いたいのですが、この大畑給食センターは、どこの学校に提供しているのでしょうか。今回のこの事案によって影響を受ける子供さんたちは、どれくらいになるのでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（金澤寿々子） お答えいたします。

大畑学校給食センターから大畑小学校、大畑中学校、正津川小学校、二枚橋小学校、関根小学校、関根中学校の計6校に配送しております。食数は約580食となっております。

○議長（白井二郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（白井二郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（白井二郎） 次は、日程第2 一般質問を行います。

本日は、原田敏匡議員、中村正志議員の一般質問を行います。

◎原田敏匡議員

○議長（白井二郎） まず、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） おはようございます。1番原田敏匡でございます。むつ市議会第234回定例会において一般質問を行います。

前定例会で一般質問したむつ市墓地公園については、市民の皆様の声を反映した質問でありましたが、早速一部ご対応いただき、まことにありがとうございます。今回も市民の皆様にとって実りある質問となることを願い、通告に従いまして、3項目6点について質問いたします。市長並びに理事者各位におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

1項目めの下北地域広域行政事務組合が所管する下北文化会館の負担金について質問いたします。初めに、私は下北文化会館を所管する下北地域広域行政事務組合の議員でもありますが、経費の全てを負担しているむつ市において、将来の財政面、そして公共施設管理を考え、今後どのように向き合うべきかの可能性を探るための質問となりますので、議長、同僚議員、そして市長並びに理事者の皆様のご理解を賜りたいと思います。

それでは、1点目、下北文化会館の管理を下北地域広域行政事務組合からむつ市に移管する考えはないかについてお伺いします。

昭和60年10月28日の開館当初より、下北文化会館に対する負担金は、むつ市が100%負担しており、今後もその負担率に変わりはないであろうこと、開館から32年が経過し、今後大規模な改修が見込まれることから、下北文化会館の管理をむつ市が行い、将来の改修計画と、それに伴う中長期の財源対策等を考えていくことは、むつ市の未来を考えたとき、一つの選択肢として検討すべきではないかと考えます。

また、市で行う事業も下北文化会館では数多く

開催されており、利用者の満足度向上に向けた改善点など、庁内で横断的に議論し、直接管理運営に反映できるメリットがあると考えます。

そこで、むつ市がなぜ負担金の全てを補っているのか、その背景や経緯もあわせ、下北文化会館の管理を下北地域広域行政事務組合からむつ市に移管する考えはないか、市長のご所見をお伺いします。

続いて2項目め、新たな子育て支援の提案について質問いたします。「少子化は国家を根底から揺るがす「静かなる有事」と河合雅司氏の著書にあります。少子化は、むつ市においても喫緊の最重要課題であり、今出生数の減少に歯どめをかけなければ、将来の勤労世代の激減に伴う社会の支え手不足にさらなる拍車がかかり、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計で予測されているむつ市の人口、2040年の4万1,599人、2060年の2万8,508人を大きく割り込む可能性もあるのではないのでしょうか。

少子化については、むつ市総合経営計画でも施策は示されておりますが、私からも少子化対策の一環として3つの提案をさせていただきます。

1点目は、子育て応援企業認定制度の導入についてであります。育児休業や介護休暇など、法で義務づけられている各種制度が確立されていること、あわせて法の努力義務に積極的に取り組んでいることなど、仕事と子育ての両立支援や男女がともに働きやすい職場環境づくり、地域での子育て支援活動に積極的に取り組む企業等が社会的に評価される仕組みをつくることにより、企業等の自主的な取り組みを促し、官民一体となって地域全体で子育てを応援する機運を高めるために、むつ市子育て応援企業認定制度の導入を検討すべきと考えますが、市長の見解をお伺いします。

2点目は、第2子以降の出生に対する経済的支援についてであります。むつ市人口ビジョンの中

で、むつ市で子育て中の親が理想とする子供の人数は2.43人、しかし現状の子供の人数は1.47人と0.96人のギャップがあります。その理由として一番多かったのが「経済的に難しかったから」であります。

そこで、第2子以降の子供の保護者に育児用品購入の一部を助成することにより子育て家庭の経済的負担を少しでも軽減し、子供を産み育てられる環境の向上を図り、出生数の増加を目指してはいかがでしょうか。

具体的な案としましては、育児用品だけにはこだわらず、市が指定する販売店の領収書並びにレシートを市担当課に申請することで、例えば満2歳未満、第2子以降の子供の保護者に月額2,000円を支給するというものです。また、販売店を先ほど提案した子育て応援企業認定制度や、既に実施されているむつ市すこやかサポート事業所認定制度、またむつ市認知症サポート事業所認定制度の企業等に指定することで、地域経済への一助にもつながることから、第2子以降の出生に対する経済的支援について検討すべきと考えます。市長の見解をお伺いします。

3点目は、特定不妊治療に係る費用への一部助成についてであります。赤ちゃんが欲しいと願っているのになかなか授からない、もしかしたら不妊症かもしれないと人知れず悩んでいる夫婦は少なくありません。

国立社会保障・人口問題研究所で2015年に行った第15回出生動向基本調査によると、不妊症を心配したことがある夫婦の割合は35%、子供のいない夫婦では、この割合は55.2%に上ります。実際に不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は全体で18.2%、子供のいない夫婦で28.2%でありました。この割合は、年々増加傾向にあります。

一般的不妊治療では、一部保険適用となることもあります。体外受精などの高度生殖医療に関

しては健康保険は全く適用されず、治療費は全額自己負担となります。体外受精が1回に約30万円から50万円、顕微授精が1回につき約35万円から60万円と1年に2回から3回挑戦すると、年間100万円を超える費用がかかります。また、治療費が高額なだけでなく治療に時間がかかるなど、経済的に大きな負担となります。

青森県では、特定不妊治療費助成事業により費用の一部を助成しており、平成28年度の下北管内の助成件数は54件となっています。そこで、市として県が実施している制度へさらに上乗せして、特定不妊治療にかかる費用への一部助成制度を新設してはいかがでしょうか。助成額は、市の財政を考慮し、まずは指定医療機関への交通費の助成からとも考えますが、市長の見解をお伺いします。

続きまして、3項目め、大畑地区の公共施設について質問いたします。

まず1点目、大畑斎場の場内環境についてであります。斎場は、個人を見る最後の場となり、個人への感謝の気持ちを心から伝え、お見送りする場として厳粛なものであります。心身ともに大変なときであろう遺族を思うと、斎場の場内環境は少しでも心落ちつく環境であることを望みます。そこに多少の不便はあったとしても、懸念がなくてはなりません。

大畑斎場の床は大理石調となっており、夏場の結露が著しく、大変滑りやすい状況となっております。参列者には、子供から年配までいることから、結露対策についてどのように考えているか見解をお伺いします。

2点目、むつ市総合福祉センターの利活用についてお伺いします。市民の健康増進と福祉の増進に資する活動を支援するとともに、市民の健康と福祉の向上を図るため、保健、福祉の総合的な施設としてむつ市総合福祉センター「ふれあいかん」は設置されています。現在同センターを利用でき

る団体、利用している団体は、保健、福祉の活動をしている団体、事業に限られていると伺っていますが、同センターの施設規模、利用状況を考えてとき、保健、福祉団体、事業に枠にとらわれず、さまざまな団体に開放する余力があるのではないのでしょうか。また、現在は原則的に土曜、日曜、祝日は休館日となっていることから、利用期間等もあわせてむつ市総合福祉センターの利活用について市長の見解をお伺いします。

以上、3項目6点につきお伺いします。

これで、壇上からの質問を終わります。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、下北地域広域行政事務組合負担金につきましては、担当部長からの答弁といたします。

次に、新たな子育て支援の提案についてのご質問の1点目、子育て応援企業認定制度の導入についてお答えいたします。子育てを積極的に支援する企業を認定する仕組みとして、県内他市において実施している例といたしましては、育児・介護休業法で義務づけられている制度が確立され、制度を利用しやすい職場環境づくりに積極的な取り組みのほか、子ども・子育て応援に関する地域貢献や独自に実施している休暇制度等を設けている企業を認定し、認定マークや認定証を交付するというものであります。

未来を担うむつ市の子供たちの健やかな成長のためには、家庭や学校のみならず、地域や企業などあらゆる分野の構成員が子ども・子育て支援に関心、理解を深め、協働して役割を果たすことが重要であり、そうした取り組みを通じて家庭を築き、子供を産み育てるという希望をかなえ、全ての子供が健やかに成長していることを総合経営計画においても、むつ市の「目指す姿」と据えてい

るところであります。

このことから、子育て支援に積極的に取り組む企業、事業所などの職域がふえていくことによって、ワーク・ライフ・バランスが実現された職場がふえることにつながり、産み育てやすい環境の整備が図られることで、出生率の向上、ひいては少子化の進行抑制効果も期待されるところであります。

今後におきましても、子育て応援に積極的な企業を認定する仕組みについて調査研究をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、第2子以降の出生に対する経済的支援につきましては担当部長から、3点目の特定不妊治療にかかる費用への一部助成につきましては健康づくり推進監からの答弁となります。

次に、大畑地区の公共施設についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁といたします。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） 下北地域広域行政事務組合負担金についてのご質問、下北文化会館の管理を下北地域広域行政事務組合からむつ市に移管する考えはないかについてお答えいたします。

初めに、むつ市がなぜ負担金の全てを補っているかについてであります。下北文化会館の建設に際しましては、財源といたしまして、田園都市構想推進事業助成交付金の活用を図るため、広域行政圏をベースに事業を進める必要があり、事業費の5%を3町4村で負担していただいておりますが、維持管理費につきましては、竣工当初から、施設が所在するむつ市が全額を負担しているというふうな事情がございます。

次に、下北地域広域行政事務組合からむつ市に移管することについてであります。下北文化会館は下北地域広域行政事務組合を組織する市町村住民の芸術文化の発展及び福祉の増進を図るため

の施設であり、その設置者は下北地域広域行政事務組合であります。その施設の移管となりますと、まずは下北地域広域行政事務組合において議論されるべきものであり、現在そのような議論に至っていないと伺っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 新たな子育て支援の提案についてのご質問の2点目、第2子以降の出生に対する経済的支援についてお答えいたします。

多子世帯の経済的負担を軽減するため、生活用品等の購入に対して一定額を支援してはどうかのご提案であります。平成27年3月策定の子ども・子育て支援事業計画に伴うアンケート調査におきましては、子育てに係る経済的負担が大きいというご意見をいただいております。産み育てやすい環境を整えるためには、子育て世帯の経済的負担感を和らげることが必要なものと考えております。

市におきましては、安心して出産、子育てができるよう、子育てに関するさまざまな事業を展開し、切れ目のない支援に努めており、多子世帯に対する保育料の軽減措置など経済的負担の軽減にも取り組んでいるところであります。

議員ご提案の日用品購入費用の助成につきましては、子育て応援企業として認定された企業を対象とすることで、市の経済効果が期待されるということも含めて子育て世帯を応援するための新たな取り組みと感ずるところであります。一方で一定の財政負担を伴うこととなりますことから、今後の子育て支援の一つとして調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大畑地区の公共施設についての2点目、むつ市総合福祉センターの利活用についてのご質問にお答えいたします。むつ市総合福祉センター

は、誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会づくりを目指し、保健、医療、福祉サービスを一元的に行う拠点施設として平成11年に開設されたものであります。

施設の利用につきましては、むつ市社会福祉協議会大畑支所、社会福祉法人三恵会によるデイサービスや居宅介護支援事業所等の事業が実施されております。

また、市が実施しております母子乳幼児健診や成人の総合健診、さらには保健協力員や民生委員児童委員協議会など、さまざまな保健福祉団体の活動拠点として利用をされております。平成23年度には、利用検討会を開催し、希望のありました土曜、日曜や夜間もその目的により利用できることとしております。

イベント等の目的外使用についてであります。むつ市総合福祉センターは建設事業の段階におきまして、過疎債及びむつ小川原財団から原子燃料リサイクル事業推進特別対策事業助成金を受けており、このうち過疎債につきましては、平成24年度に起債の償還が終了し、また助成金の使途制限につきましては、健康増進や福祉の向上での利活用も残しているのであれば、これ以外の利用も可能となっております。

今後の施設の利活用につきましては、むつ市公共施設等総合管理計画に基づきマネジメントを進め、重点的取り組み事項の一つでありますむつ市総合福祉センターを含む大畑地区の公共施設の見直しの中で検討していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 健康づくり推進監。

○保健福祉部健康づくり推進監（徳田暁子） 特定不妊治療にかかる費用の一部助成についてのご質問にお答えいたします。

不妊治療は、身体的、精神的負担が大きいことに加え、経済的にもかなりの負担となるとは十分

に理解されるところです。中でも特定不妊治療は、医療保険適用外の体外受精及び顕微授精を指し、治療費が高額となることから、各地方自治体においても特定不妊治療費助成事業が実施されています。

青森県におきましても、治療に要した費用の一部を助成する青森県特定不妊治療費助成事業を実施しており、対象となる妻の年齢に応じた助成回数、治療内容に応じた助成額等が定められています。

しかし、助成額には上限額が設けられていることから、当事者の方々にはまだまだ負担が大きいものと推察されます。

特定不妊治療は、治療内容によって身近な医療機関での治療が困難となり、自宅から離れた医療機関での治療にならざるを得ない場合もあることから、議員ご指摘のとおり、治療費だけでなく交通費においてもかなりの負担を強いられることになると思われます。

市といたしましては、このような特定不妊治療を取り巻く状況を理解し、特定不妊治療を受けられる方々のお気持ちに寄り添った相談支援体制に努めるとともに、その費用のさらなる助成につきましては、既に導入している自治体について調査研究をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 大畑地区の公共施設についてのご質問の1点目、大畑斎場の場内環境についてお答えいたします。

大畑斎場のエントランスホール並びに炉前ホールでは、降雨等により湿度が高くなる限られた時期に結露が生じる場合があります。この状況を申し上げますと、斎場という施設の性格から、厳粛性と良好な衛生環境の保持という観点から、床材として大理石や御影石などを使用しております

が、結露による影響を受けやすい素材であるため、市内4斎場全てで発生している状況にあり、大型モップの配置や除湿器の設置等により対応しております。

市といたしましては、斎場管理人による場内の清掃及び利用者への注意喚起を徹底し、市民の皆様が快適かつ安全にご利用いただけるよう、大畑斎場の適正管理に今後も努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 3項目に対し、丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、意見、要望も含めて再質問させていただきます。

まず、3項目めの大畑地区の公共施設について再質問いたします。1点目の大畑斎場の場内環境についてであります。今のご答弁だと、あくまで建物の構造上に起因する部分が大きいというようなお話だったと思います。例えば空調設備とか、その辺の設備工事を行っても、そういった環境の改善は難しいという認識でよろしいでしょうか。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えします。

結露を防ぐには、建物の気密度を高めて常時適正な空調管理を行うことが最も適していると考えられますが、火葬炉を抱える斎場の構造上、空調設備の設置によって結露を完全に防ぐということは困難なものと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 了解しました。今後むつ市公共施設等総合管理計画等で最適化が進む際、市内にある4つの斎場もその範疇ではないかと思えます。集約化による転用や廃止等も今後検討されると思いますが、ぜひより市民に寄り添った形で最適化を行っていただければと要望してこの質問は終わります。

また、2点目の総合福祉センターの利活用については、前向きなご答弁ありがとうございました。他団体への貸し館だけではなくて、例えば大畑地区の地域の課題に対して行政として積極的に取り組むというか、政策的な使用方法も視野に入れながら、ぜひ利活用のほうをしていただきたいと思います。

続きまして、1項目めの下北地域広域行政事務組合が所管する下北文化会館の負担金についての再質問をさせていただきます。

では、まず過去5年間の下北文化会館への負担金のうち、改修や修繕にかかった費用はどのくらいなのか、平均もし出せるようであればお願いします。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（氏家 剛） お答えいたします。

下北文化会館に係る修繕費というふうなことでございますが、5カ年ということでありまして、平成25年度は1億3,545万円、平成26年度は1億5,344万4,672円、平成27年度は244万800円、平成28年度は422万8,200円、今年度、平成29年度は7,741万6,020円、合わせて3億7,297万9,692円となっております。

以上です。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 現在、今年度下北地域広域行政事務組合では、下北文化会館の長寿命化計画を策定しているところではありますが、今後今までの改修、修繕よりも、きっと高額な費用がこれからかかってくるものと思われます。

そこで、所管が違うのでちょっと聞きづらい質問になるのですが、100%むつ市がこれからも、そしてこの先も負担していくであろうことを考えると、そういった長寿命化計画の策定に関して、市も早い段階から積極的に関与といいますか、内容を把握していくべきと考えますが、今現

在その辺どのような状況になっているのかお知らせ願えばと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、誤解のないように理解をしていただきたいのですが、長寿命化というのは、多額の費用がかかるというよりは、費用を平準化して長期的にこれを実施していくためのものであるというふうに理解をしていただきたいと思います。そのうえで、我々費用負担しておりますので、この改修計画や経費の負担については、あらかじめ下北地域広域行政事務組合と十分に協議をしたうえで、これから行っていくこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 了解いたしました。あと2点だけ質問させていただきます。

むつ市公共施設等総合管理計画には、現在対象施設として下北文化会館は位置づけられているのかお聞きします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 下北文化会館は、他自治体である下北地域広域行政事務組合の所管ですので、これに位置づけられることはないという理解しております。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 公共施設等総合管理計画の中に広域連携の検討という項目もございまして、公共施設の相互利用の可能性を検討するといった項目もありました。下北文化会館は、確かに他団体の施設でありますけれども、むつ市の中心にあり、そしてその施設の中身、そして予算面も考えると、むつ市の公共施設等総合管理計画を考えたらうで影響がかなり大きいというか、反映すると影響が大きいと考えるのですけれども、その辺相互利用の可能性の検討というのは早急に進めるべきと思

いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 相互利用ということが何を意味しておっしゃっているのか、私はちょっと理解できないのですが、少なくとも下北文化会館というのは他自治体の所管の施設でありますので、これがむつ市の公共施設等総合管理計画のほうにのることはないと思います。

これを議論をすると、これをどうやって長寿化していくのかと、あるいは経費をどうするのかというのは、まさに下北地域広域行政事務組合の議会で議論すべき事項だというふうに考えておりますので、下北地域広域行政事務組合である原田議員は、そちらのほうでご質問をしていただければと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 相手方もある中で、丁寧なご答弁ありがとうございました。

今現在どうしてこういう質問に至ったかといいますと、長寿化計画、そしていろいろな財政状況、また公共施設管理等も考え、今がターニングポイントではないかと思い、今回質問させていただきました。同質問は、市長のおっしゃるとおり、下北地域広域行政事務組合の議会でも一般質問を予定しておりますので、その際はよろしく願いいたします。

最後に、2 項目め、新たな子育て支援の提案について 1 点だけ再質問いたします。

むつ市人口ビジョンの中で、壇上でも説明いたしました。むつ市で子育て中の親が理想とする子供の人数は 2.43 人、そして現状 1.47 人。これは、むつ市人口ビジョンを見ると、370 人の調査結果をもとにした結果でありまして、そこで実数として、例えば義務教育期間中の 15 歳までの世帯のうち、一人っ子世帯と 2 人以上の子供を持つ世帯数

はどのようになっているのかお知らせ願います。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） お答えいたします。

15 歳以下の子供を対象とした世帯数でありますけれども、本年 1 月 1 日現在におきまして、子供 1 人の世帯は 2,472 世帯、子供 2 人以上の世帯が 2,023 世帯となっております。

以上です。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 今の数字で、例えば 2 人以上の世帯を 2 人と計算しますと、大体 1.47 人という数字になりまして、むつ市人口ビジョンの 1.47 人というのは非常に近いというか、正確な数字であるというふうに考えました。

また、やっぱり 1.47 人という数字を受ける印象と、世帯数で一人っ子が 2,472 世帯、そして 2 人以上が 2,023 世帯となると、1.47 という重みよりも世帯数で見たほうがぐっと一人っ子の世帯が多いなという印象を受けました。この数字というか世帯数を逆転できるような政策を市長初め理事者の方とともに私もぜひ手伝っていきたいと思います。

最後に、少子化対策にとって最も重要なことの一つが家庭円満、夫婦円満ではなからうかと思えます。その土台に各施策が乗っかり、いろいろな効果を生んでいくと思いますが、そこには笑顔が必要不可欠でございます。

2017 年も残りわずかとなりましたが、2018 年、市民の皆様の笑顔があふれることを願い、むつ市議会第 234 回定例会での一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（白井二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

ここで、午前 11 時 10 分まで暫時休憩いたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（白井二郎） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） 自民クラブの中村正志です。むつ市議会第234回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

11月に開催されたむつ市こども議会において、宮下市長はこども議員に、「議会は誰のためにあるのか、議会は何をやるどころか」と問いかけました。その場にいた私は、自分自身に問いかけられているような気がして、身が引き締まりました。その問いをいま一度かみしめて、とり年生まれの中村正志が、平成29年とり年、本年最後の一般質問を行います。紅白であれば、大御所が登場して大トリということになるのですが、未熟な私には荷が重く、大トリではなく、せいぜいコブトリといったところでしょうか。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、シティプロモーションについてであります。あらゆる地域資源を見詰め直し、価値を再構築し、ブランド化、高付加価値化を目指し、むつ市がシティプロモーション推進課を創設し、本格的に取り組み始めてから1年8カ月が経過しました。これまでにない発想や新たな試みが進められ、むつ市のシティプロモーションが戦略性を持って動き出していると感じております。

このシティプロモーションの考え方や試みは、人口減少時代において住民や企業、各種団体など

から選ばれる地域になるための有効な施策であると考えます。

質問の1点目として、むつ市総合経営計画やむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるシティプロモーションの意義とその目標達成のための役割について、むつ市としてどのように捉えているかお尋ねをいたします。

数多くの自治体がシティプロモーションを推進するに当たって悩みを抱えているようであります。例えば期待している効果を得るために、まず何をすればよいのかわからない、観光資源はあっても、この地域ならではの魅力のPRができない、マーケティングやPRなどの広報の見聞や経験が不足していて、他地域と差別化できるような施策が打てない、PDCAサイクルに不可欠な目標指数KPIをうまく立てることができないなどが挙げられています。非常に困難な道のりであると感じております。

そこで、2点目として、むつ市のシティプロモーションを成功に導くための必要な要素や担い手として求められる力とは何か、お尋ねをいたします。

3点目として、むつ市がこれまでにやってきた取り組みについて、4点目として、シティプロモーションの今後の事業展開について、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第2は、子どもの貧困対策についてであります。厚生労働省がことし6月に2015年の子どもの貧困率を発表しています。それによると、2012年の16.3%、6人に1人が貧困という状態が若干改善して13.9%、7人に1人となりました。この改善の理由は、子供のいる世帯の平均所得がふえたため、日本での貧困対策が進んだわけではないと私は考えています。OECD主要国の中においては、依然として高い水準にあります。

貧困と聞くと、途上国に見られるような食べ物

や着るものを用意するのも困るといった絶対的貧困をイメージするかもしれませんが、日本を初めとした先進国においては、相対的貧困という指標が用いられます。国民の可処分所得を高い人から低い人まで順番に並べたときに、ちょうど真ん中に来る値の半分以下になる水準を貧困ラインといいます。

2012年では、親1人、子1人の世帯で約173万円が貧困ラインでありました。この金額では生活に余裕はなく、衣食住を賄うのにぎりぎり、たまに外食するとか、学習塾に通うとか、ちょっとした旅行に行くなど、社会の中で普通とされる機会が得られない状態が相対的貧困であります。

また、食べ物や衣類が安価に入手できる状況となった現在では、周りから見えづらいという問題もあります。

さらに、生まれた家庭の経済格差は教育格差を生み、それが子供の将来の所得格差につながっていきます。

こうして今の世代の貧困が次世代の貧困を生む貧困の連鎖が続いていくと言われております。

日本財団子どもの貧困対策チームが2015年に発表した子どもの貧困の社会的損失推計の調査結果によると、子どもの貧困を放置すると、現在のゼロ歳から15歳について、将来の所得の損失は総額で42兆9,000億円、それによる財政収入の損失は15兆9,000億円に達するとされています。この社会的コストは、日本国民全体が分かち合うこととなります。他人事ではなく、我々自身の問題であります。

以上を踏まえてお尋ねをいたします。

1点目として、むつ市の子どもの貧困の現況について。

2点目として、青森県子どもの貧困対策推進計画におけるむつ市の対応について。

3点目として、子どもの貧困、連鎖を防ぐため

の重要な対策は何か、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第3は、教育行政についてであります。2021年1月から始まる大学入学共通テストについて、大学入試センターは今年4日、第1回試行調査の問題を公表いたしました。この試行調査は、11月に英語を除く5教科11科目について行われ、全国で約1,900校、延べ約18万人の高校2、3年生が参加しております。

テストでは、国語と数学で記述式問題が導入されたほか、複数の資料を読み解いたり、探求活動を重視したりする問題が各教科で出題され、現在のセンター試験と比べて大きく出題傾向が変わっています。

受けた高校生からは、今の授業のままでは解けないとの声上がり、変化に戸惑う生徒や、対策に悩む教員が大勢おりました。大学入試が変われば高校の学習が変わり、中学生に求められる学力も変わります。それぞれに影響が出てくるわけですから、早い段階での対策、取り組みが必要だと私は考えます。今の中学3年生が対象となるわけです。

そこで、むつ市の大学入試改革「大学入学共通テスト」への対応についてお尋ねをいたします。

2点目は、新学習指導要領への対応についてであります。今回の改訂では、小学校高学年での外国語の教科化や中学年での外国語活動の導入、あるいはプログラミング教育の取り組みなどが大きく変わりますが、これらについて、むつ市の新学習指導要領への対応についてお尋ねをいたします。

3点目は、学校ICT化の現況についてであります。全国的な学校ICT化は、第1段階としてデスクトップパソコン40台くらいを配備したコンピュータールームを全校につくり、コンピューターの使用方法を学ぶ。第2段階としては、各教室

にノートパソコン1台とプロジェクターを配備して、初めて教師が教室で使用することになりました。第3段階は、インテリジェントボード、電子黒板を全教室に配備して児童・生徒にタブレットを持たせるといったところまで進んでいるようであり、中には、教師が使いこなすことができずにもてあまし、カバーがかけられたまま使われていない例もあるようです。

そこで、むつ市の学校ICT化の現況についてお尋ねをいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、シティプロモーションについてのご質問の1点目、むつ市総合経営計画やむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略における意義と目標達成のための役割についてであります。

シティプロモーションの定義については、必ずしも明確なものはありませんが、むつ市の魅力ある「モノ」や「ヒト」を磨き上げ、これを国内外に向けてどう魅力ある「情報」として発信していくのか、何を、誰に、どのように伝えていくのか、それを戦略的に構築した取り組みであると考えております。

そして、これはむつ市総合経営計画の基本方針の一つであります「魅力の向上」において、むつ市が常に選ばれる魅力ある稼げる地域への成長を推進するための重要な施策としてシティプロモーションを位置づけております。

シティプロモーションは、地方創生や産業振興、地域への誇りの醸成など、さまざまな施策につながっていくものでありますが、市といたしましては、稼げる地域への成長に向けて、交流人口の拡大と市製品の消費拡大を進めているところであり

ます。

むつ市総合経営計画及びむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、年間観光入り込み客数の増加や年間宿泊者数の増加、そして市製品の新規取引数の増加を具体の目標として掲げておりますが、その達成のためには下北ジオパークや自慢の特産品など、数え切れないほどの魅力的な地域資源を市民の皆様と一緒に磨き上げていくとともに、私が先頭に立って全国はもとより、世界に向けて積極的かつ効果的なシティプロモーションを一体的に展開することが肝要であると考えております。

シティプロモーションについての2点目、成功に導くための要素や求められる力とは何かについてお答えいたします。さまざまな考え方、捉え方があると思われませんが、「モノ」「ヒト」「情報」の3つの要素でご説明をさせていただきます。

まずは、プロモーションの対象となる「モノ」であります。これは、地域の魅力にほかなりませんが、むつ市には三方を海に囲まれた半島という独特の地形から生まれる魅力、北国、雪など、厳しい気候から生まれる魅力、アイヌや北前船、斗南藩や大湊港などの歴史から生まれる魅力、海の幸や山の幸など、無限と言っても過言でないシティプロモーションすることができる「モノ」にあふれていると考えております。

次に、「ヒト」ですが、シティプロモーションは行政の力だけでできるものではなく、むつ市としては地域の魅力を磨き上げることができる人材や、プロモーションする能力がある人材などとの連携によりプロモーションを展開したいと考えております。そういった人材を発掘して連携していくこともシティプロモーションを成功させる鍵であると認識しております。

最後に「情報」ですが、幾らいい「モノ」があり、プロモーションに意欲的な「ヒト」がいたと

しても、やみくもにプロモーションしては効果を上げることはできません。プロモーションには、誰に対して何を伝えるのか、どのようなツール、メディアで伝えるのかなど、戦略性を持って取り組む必要があります。また、他と差別化を図った表現、訴求力のある表現をもってプロモーションしていく必要もあると考えております。

シティプロモーションについての3点目、これまで行ってきた取り組みについてのご質問にお答えいたします。特徴的な取り組みとしては、ふるさと納税の返礼品をシティプロモーションの一つとして位置づけ、取り組みを強化したことが挙げられます。私は、ふるさと納税の返礼品は、生産者が流通コストをかけずに簡単に日本全国にむつ市の特産品を送ることができるこれまでにないプロモーション効果を生み出すことができると考えました。このため、事業者の皆様のご協力をいただきながら、返礼品を取り扱う事業者をふやすとともに、提供する返礼品を拡充したほか、今年度は「さとふる」というふるさと納税のポータルサイトでも受け入れることができるようにいたしました。

この結果、私が就任した平成26年度のふるさと納税の納入額は約2,374万円でありましたが、昨年度は約9,636万円と2年間で約4倍にまで急増し、さらに本年度も前年度比で70%以上の増加で推移しており、当初予算の1億5,000万円を突破するのは確実な情勢となっております。仮にこれが達成されれば、この4年間で7倍にまで拡大することができたこととなります。

このことは、むつ市の物産を日本全国に広くプロモーションすることができたと同時に、財政基盤の脆弱なむつ市の新たな収入源として大いに活用されており、この4年間における私自身の大きな成果の一つだと考えております。

シティプロモーションについての4点目、今後

の事業展開についてお答えいたします。私は、人口減少が進む中で、むつ市の地域経済が活力を失うことなく成長し続けるためには、むつ市の特産品が日本や世界の市場で競争力を勝ち取ることが必要だと考えております。そして、全国や海外からむつ市の魅力に触れてみたいという観光客を増加させることが、今後ますます重要性を増してくるものと認識しております。したがって、新たにシティプロモーションの日本戦略化、世界戦略化と言うべき取り組みが必要だと考えております。

具体的には、先般連携協力協定を締結いたしました野柳地質公園との交流を深化させ、学術面での交流はもとより、世界的な知名度を誇る野柳地質公園とのタイアップによるプロモーションを展開し、台湾を中心としたインバウンド交流を推進してまいります。

また、下北ジオパークは多彩な食材と食文化、豊かさを生み出しました。食文化や美食を追求することを英語でガストロノミーと言います。私は、ジオが生み出した恵みである食材、郷土料理、食文化を「下北ガストロノミー」と名づけ、下北ジオパークの自然、景観とあわせて、誰も見たことがない、誰も感じたことがない、世界でここだけしかない価値を発信していきたいと考えております。このため、先般台風のため中止となりましたが、ジオサイトで下北の食材を提供する下北ジオダイニングを開催し、各種マスメディアの協力を仰ぎながら、広く情報発信をすることを検討しております。

さらには、青森県の食品輸出の中心でもあり、県内の企業が多数拠点を設けている東南アジアにおいて、県内企業との連携により多くの買い手を獲得してもらうなど、むつ市の食材等の輸出に向けた新たな取り組みを検討しているところでございます。

私は、シティプロモーションを通じてたくさんの観光客がむつ市を訪れることや、むつ市の特産品が広く海外にまで輸出されることなどにより、市民の皆様がむつ市に誇りと愛着を持って暮らせることを目指して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

世界から選ばれるむつ市に向けて、私自身が自ら先頭に立ち、強力な訴求力を持つシティプロモーションに積極果敢にチャレンジしていく所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、子どもの貧困対策についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁となります。

○議長（白井二郎） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 中村議員の教育行政についてのご質問の1点目、大学入試改革「大学入学共通テスト」への対応についてお答えします。

2020年度より実施される大学入学共通テストは、従来までの知識、技能を十分有しているかの評価も行いつつ、思考力、判断力、表現力を中心に評価を行うことを目的としております。そのため、マークシートによる択一式問題に加え、国語と数学で記述式問題が導入され、英語においては外部検定試験を活用し、従来の「読む」「聞く」に「話す」「書く」を加えた4技能を評価することとなります。

この大学入学共通テストは、現在の中学校3年生からが対象となることから、むつ市総合経営計画における「夢を育む教育」の弘前大学教育学部との連携による各教科の授業づくり講座や、学校訪問等を通して思考力、判断力、表現力を高めるための授業改善を図るよう、指導、助言に努めております。

また、同計画の「学力の向上」の一環として、学校教育課で作成している「活用型問題集（ドリムワーク）」では、決められた字数に従って考

えを書く問題や、複数の資料から情報を読み取って考えをまとめて書く問題、計算等の解き方を記述する問題等の記述式問題を取り入れ、各学校で活用していただいております。

英語の指導につきましては、外国語指導助手派遣事業により、各学校に外国語指導助手を派遣し、小学校では5、6年生での外国語活動を通して英語になれ親しませております。また、外国語指導助手を講師として6年生の希望者を対象に、小学校英語のまとめと中学校英語への橋渡しを目的に英会話ワークショップ「エンジョイイングリッシュ」を開催しております。

中学校では、英語科の教員が外国語指導助手とともに、原則として英語で授業を進めております。平成31年の全国学力・学習状況調査では、英語が導入され、読む、聞く、話す、書くの4技能を評価するとされております。したがって、小学校から大学までの一貫した英語教育改革が推進されている中、日常の授業においても4技能にかかわるコミュニケーション活動をより充実させ、大学入試改革後の大学入学共通テストにも十分対応できる学力の土台となる力を小・中学校で身につけられるよう指導してまいります。

次に、ご質問の2点目、新学習指導要領への対応についてお答えします。新学習指導要領は、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から実施となります。今回の改訂では、小学校において情報活用能力育成の一つとして、プログラミング教育が、また小学校3、4年では外国語活動、5、6年では外国語科が新たに導入されることになりました。

初めに、プログラミング教育についてですが、目的は児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせることを通じて論理的な思考力を育むことにあります。取り上げる教科や単元についての制限はなく、各小学

校が実情等に応じて実施することとなります。

教育委員会では、教員を対象としたICT活用講座を民間企業など外部の協力も得ながら実施しておりますので、今後も指導力向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小学校3、4年での外国語活動と5、6年での外国語科の導入についてですが、これは急速なグローバル化への対応として、コミュニケーション能力の育成を狙いとする小・中の円滑な接続を目指した外国語教育の推進が背景にあります。3、4年から外国語活動を導入し、聞くこと、話すことの学習を通じて外国語になれ親しませたうえで、5、6年の外国語科で読むこと、書くことを加えることにより、中学校への接続を重視することとなりました。

そして、2020年度の完全実施に向けて、平成30年度からの2年間は移行措置期間となります。この期間中、3、4年の学習は、新たに年間15時間を確保し、外国語活動として実施されます。5、6年の学習は、従来の外国語活動の35時間に新たに15時間を加え、年間50時間を確保して外国語科の内容を一部取り扱うこととなります。

完全実施となる2020年度からの時間数は、3、4年の外国語活動は年間35時間、5、6年の外国語科は年間70時間となります。

教育委員会といたしましては、外国語活動、英語授業づくり講座において教職員の指導力向上を図るとともに、外国語指導助手と連携した授業を充実させたりするなど、より一層の指導体制づくりに努めてまいります。

新学習指導要領では、小・中・高の一貫した英語教育の充実が示されておりますので、本市においても外国語教育を充実させ、むつ市教育大綱に示されている「主体的に社会・世界と関わりながら未来を切り拓いていく子供」を育てていきたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、学校ICT化の現況についてお答えいたします。鎌田議員のご質問に対しての答弁と重複いたしますが、現在市内小・中学校のコンピューター教室には、総数で686台のパソコンを整備し、児童・生徒6.2人につき1台の割合で使用しており、これは全国平均と同じ割合となっております。コンピューター教室においては、パソコンの基本的な操作方法を初め、情報モラルや情報セキュリティ等を学んでおります。

今回の学習指導要領の改訂により、2020年度から小学校でプログラミング教育が必修化されました。当市では、来年度以降、実際に動かしながらプログラミングを学習できるプログラミングロボットの導入を検討しており、児童・生徒が楽しみながら試行錯誤し、主体的に学ぶ力を育めるような教育の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、関根中学校には、校舎新設に伴い、今年度より先行してタブレット端末を導入しております。この取り組みが、調べたり、発表したりする学習活動の充実など、新学習指導要領で目指す主体的、対話的で深い学びへとつながっていくよう、その授業実践の効果を検証し、市内各校へと広げていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（瀬川英之） 子どもの貧困対策についてのご質問の1点目、むつ市の現況についてであります。鎌田議員への答弁と一部重複いたしますことをご了承願います。

子どもの貧困の状況を示す指標といたしましては、全国的なものとして、本年6月厚生労働省が発表した国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率が全体で13.9%であり、前回調査の平成24年から2.4ポイント改善をしております。一方

で、ひとり親世帯においては50.8%と、前回調査から3.8ポイント改善したものの、50%を超える高い数値となっており、依然として厳しい状況にあるものと認識をしております。

当市における子どもの貧困の状況については、数値として把握しておりませんことからお示しすることはできませんが、全国平均より低い所得にあることから、さらに厳しい状況にあるものと推察されるところであります。

次に、ご質問の2点目、青森県子どもの貧困対策推進計画におけるむつ市の対応についてお答えいたします。青森県においては、子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に伴う子どもの貧困対策に関する大綱の策定を踏まえ、平成28年3月に青森県子どもの貧困対策推進計画を策定したところであります。

計画においては、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つの基本方針として、全ての子供たちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指して取り組むこととしており、当市におきましても、計画に盛り込まれております各種施策の実施に努めているところであります。

主なものといたしましては、教育の支援では、学習支援に関することとして、県が行うひとり親家庭を対象とした学習講習会への協力や、支援が必要な子供に対応するため、スクールソーシャルワーカーと生活保護ケースワーカー、医療機関、児童相談所、むつ市要保護児童等対策地域協議会などとの連携強化を図っているところであります。

生活の支援としては、ひとり親家庭の子供が保育所等を優先的に利用できるよう基準の設定、延長保育や一時預かり等の多様な保育サービスの展開、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問の実施により、保護者の子育てに関する不安や負担の軽減

に努めております。

保護者に対する就労の支援といたしましては、生活困窮者や生活保護受給者に対する就労等の支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援などを行っております。経済的支援としては、ひとり親家庭に対する児童扶養手当や医療費給付事業、また低所得者への就学資金の貸し付けに係る情報提供などを行っており、計画の指針を踏まえて各種事業や施策に取り組んでいるところであります。

しかしながら、国民生活基礎調査の結果にありますように、子どもの貧困率が改善したとはいうものの、ひとり親世帯における貧困率が50%を超えているという結果を見ますと、児童扶養手当や医療費給付のほか、就業支援や奨学金貸し付けなど各種施策を展開しても、なお厳しい状況にありますことから、今後においても支援の拡充を図っていく必要があるものと考えております。

今後の新しい取り組みといたしましては、今年度県において教育支援として実施しておりますひとり親家庭の子供に対する学習支援事業について、来年度以降ひとり親家庭だけでなく生活困窮世帯等へと範囲を拡大して実施できないか、検討を重ねているところであります。

次に、ご質問の3点目、子どもの貧困、連鎖を防ぐための重要な対策は何かについてお答えいたします。子どもの貧困は、虐待や不登校、非行など、さまざまな問題につながるおそれがあり、将来に大きな影響を与えかねないことから、早期発見、早期対応が重要であると考えております。

このため市では、法務局、児童相談所、警察、教育委員会、学校、民生委員・児童委員などの関係機関により組織するむつ市要保護児童等対策地域協議会を設置して、支援が必要な子供、家庭に対してどのように対応していくか、個別ケースごとに検討しながら、各機関がそれぞれの役割に応

じて必要な支援を行っているところであります。

今後におきましても、貧困の連鎖という悪循環の改善に向けて、関係機関と連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 答弁ありがとうございます。答弁を受けまして、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、シティプロモーションについてであります。壇上で市長のほうからお話を聞かせていただきました。今後ますます進んでいくのだなという感じを受けております。その中でも今後の事業展開として、日本戦略あるいは世界戦略というお話をされておまして、特に世界戦略のほうについては、いろいろお話を聞くことができました。

国内において、では今後どのような事業展開がされていくのか。決算のときもお聞きしましたけれども、これまでですと、東京の江東区とよい関係を築いてきていて、それが一旦終わって、見直して次の展開へとということになろうかと思っておりますが、首都圏に向けた今後の取り組みについて、現時点で何か考えていることはございますでしょうか。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お答えします。

これまでの首都圏におきましては、今ご紹介がありました亀戸の関係の事業ですとか展開してきておりましたが、今特に注力しておりますのが、一流のホテルで一流の料理人の方による試食を提供しながら市内の食材などを提供する、そのときには一流のバイヤーなどと呼んで付加価値の高いような形で売るという戦略に力を入れておまして、昨年度で申しますと、東京のホテルメトロポリタンエドモンドですとか、今年度は名古屋観光ホテルにおいて、そういう形での商談会を開催し

ておまして、実際にむつ市の食材が取引されているというような状況でございます。

したがいまして、常に事業を見直しながら、より経済効果が高い取り組みに集中してまいりたいというふうに考えておりますので、そういった意味では、まず海外の戦略ということで販路を拡大するということにつきましては、世界と、それから日本においても同じかなというふうに思っております。できる限り付加価値の高いような形で販路を拡大していくということに注力していきたいというふうに考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） その次、このシティプロモーションの目的を、例えば定住人口の増加、あるいは移住人口の増加、あるいは交流人口の増加を目的とするのであれば、要は他自治体との競争ということになろうかと思うのですが、人口減少が進んでいる中で、他自治体と奪い合うというふうな状況、バトルフィールドとすれば非常に厳しい状況にあるのではないかなというふうにさっき私感じたのでありますが、そういう中であって、このシティプロモーションを進めていく。それを考えたときに、このむつ市に住んでいる人、あるいは外部の人、要はこのむつ市の熱烈なファンといえますか、むつ市に魅力を感じる人たちを大きく巻き込んでというか、地域の価値をともにつくり上げていく人たちのネットワークに力を入れていくべきなのではないかなというふうに感じております。むつ市で言うと、元気むつ市応援隊というふうなことにもつながっていくとは思いますが、今後のこういう人たち、元気むつ市応援隊を初めとした人たちの事業展開というのについては、新たな試みはございますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

シティプロモーションの究極の目標ということ

は、先ほど私答弁したとおり、稼げる地域になるということだと思います。これは、地域の特産品が付加価値を持って売られるということと、あるいはそれによって多くの人たちがこの地域を訪れてくれるということだと思います。まさにこれは各地で競争が行われているということでもありますので、いろんな意味で国内の狭い市場の中では、これは奪い合いになるということだと認識しています。

ただ、その中で競争する戦略をとるのかということと、一方で競争しない戦略をとるのかということもあると思います。競争しないというのは、あくまで独自路線を歩みながら他と全く差別化を図って、新しい市場を我々のところで形成していくということだと思います。

これを国内で視野を広げても限界がありますので、世界に目を向けると、例えばスペインのバスク地方、サン・セバスチャンというような都市があります。ここは、人口18万人のある意味小さなまちでありますけれども、年間200万人が訪れる美食のまちとして知られています。ここでは、ミシュランの星つきのレストランが複数存在しておりまして、圧倒的な食の戦略の中で、今世界の中で注目されている都市であります。

その戦略の一端を紹介させていただきますと、バスク地方のビスケー湾という、これは海があるわけですが、そこでとれた食材を使うということ、バスクならではのということをまず実現すると。そして、食を軸にして観光消費額ということを念頭に稼ぐ力をつけている。3食ともにそこで御飯を食べてもらうという戦略を持っています。さらに、食のレベルアップを図るために、オープンソース化ということで、それぞれのレストランがレシピを公開して、さまざまな料理人を呼び込むというようなことも行われているということのようであります。

こういった取り組みを通じて、この地方は世界に名立たる美食のまちとして知られるようになりました。

こういう戦略こそ我々に求められるのであって、先ほど答弁の中で紹介いたしました下北ジオダイニングという取り組みも、またこの嚆矢となるような取り組みであるというふうに理解をさせていただきたいと思います。

そして、まさに今質問のあった元気むつ市応援隊を含めて、むつ市のファンをどうやってふやしていくのかということでもありますけれども、ふるさと納税がいい例であります。まず、むつ市民というのは今5万8,000人います。ただ、そのご家族を含めて都会に出た人たちを合わせれば、これがそのまた何倍かになる。そして、その親戚あるいは家族ということを含めれば、またさらに何倍かになる。知り合い、ファンということになれば、どんどん、どんどんこの輪がふえていくわけですから、その輪をふやしていくような取り組みが必要だと思いますし、その取り組みの根底に当たるのは、やはりビジョンがないといけないのだというふうに思いますので、そのビジョンの一つとして下北ジオパークですとか、あるいは美食のまちを目指すですとか、世界に名立たるむつ市を目指していくというようなことを軸に据えて、そのファンをこれからふやしていく戦略をとっていききたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） その戦略を進めていくためには、言葉としては何でしょう、とがった活動といえますか、飛び抜けたような活動も必要だと思いますので、そのあたりのところも頭に入れて進めてほしいと思います。

このシティプロモーションを進めるに当たって、当初市長はセクショナリズムを徹底的に廃止

すると。市のイノベーションの核にしたいというふうなことをおっしゃってありました。1年8カ月たって、今それはどのようなところにあらわれていると感じておりますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、取り組みとしては、経済部の中の座席の配置を、いわゆるフリーアドレスという形で自席がないパターンで、それぞれの職員が毎日席を変えながら議論するような形の仕組みにさせていただきました。その中で、今回のふるさと納税の推移を見ましても、毎年倍増、倍増ということでふえております。これが一つの私は大きな成果だと思っておりますので、今後も特に企画部門、とりわけイノベーション、イノベティブな仕事をしなければいけないセクションについては、縦割りを廃して仕事をしていけるようなまずは環境をつくって、それぞれの職員のアイデアを積極的に活用して、このまちの活性化につなげていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） それでは、次に子どもの貧困対策についてお尋ねをしていきたいと思っておりますが、恐らくむつ市の現況については、先ほど部長がおっしゃったとおりに、全国平均よりは厳しい状況にあるだろうということが予測されます。その中で、この貧困、あるいは連鎖を防ぐために重要な対策はということで答弁をいただきました。

私壇上で申しましたとおり、特に連鎖を防ぐという部分におきましては、いろんな方が、それは大きな対策の一つとしてはやはり教育だろうというふうな話をしております。また、今定例会、同様の質問においても市長は、ゼロベースで考えていくというふうなお話をされておりました。この教育という観点でいくと、特に格差が生まれやすいというのが公教育の場ではなくて、それこそそれ以外の場、塾でありますとか、習い事

でありますとか、学校外の教育において格差が生まれやすいというふうに思います。日本では、やはり放課後の部分で格差が広がっているというのが大きいのではないかなというふうに私は思っております。

そこで、そういう中であって、ではその辺をどのように埋めていくかということなのだろうと思います。どういうふうに税金を使うかということだと思いますが、代表的なもので言うと現金給付、あるいは無償サービス、あるいは大阪でやったような教育バウチャーというようなものが挙げられると思いますが、これはそれぞれに長所も短所もあるということで、それをやれば一概にうまくいくということではないと思いますが、この現金給付あるいは無償サービス、あるいは教育バウチャー、これらをうまくミックスして進めていくのが効果が上がるだろうというふうに思います。

市長の言うゼロベースで考えるということを考えてきたときに、どういうふうなイメージを市長はされていますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

先月の22日に苦生小学校でのジオ学習というものに参加させていただいて、そこではジオパーク学習を通じて地域を学び、修学旅行でむつ下北をPRして、さらに地域からの発信を子供たちが達成していて、幼稚園児などにわかりやすく小学生が地域を教えているという姿がありました。ある児童の言葉に、「僕たちは、下北ジオパークが継続するためにできることを自ら考え、実現できるように頑張りました」というふうにありました。一人一人の目がすごく輝いていたのが印象的であって、全ての子供たちが楽しそうにやられていました、6年生だと思いますけれども。

きょうは、こういう議論になりましたので、あえてこういう言い方をさせていただきますけれど

も、恐らくその中でも貧困という背景の子供がいたかもしれません。それでも、本当に一人一人その瞬間、地域の一員であるという自覚と、それから自ら前に進もうというそういう意思を感じましたし、そこにこそ私は大きな地域の未来を感じたところでもあります。このことこそ「こどもは地域のたからもの」であると言い続けてきたことそのものなのかなというふうに思っていて、やはり全ての子供たち、一人一人の子供たちの限らない未来を応援できるように、むつ市はやはり教育委員会と連携をしていきたいというふうに考えております。

これもこの前申し上げましたけれども、何よりも貧困の連鎖を断ち切るためには、子供たちに確かな学力、これをつけさせることが第一です。本当にそう思います。昨年策定いたしましたむつ市教育大綱の中では、市内小・中学校の学力を全国トップクラスにするという高らかな目標を掲げています。これは、そのことにも大いに寄与してくれると思います。

今ご質問のありました点につきましては、これ今ちょうど小学校は、部活動の再編をやらせていただいています。これは、部活動を再編するだけではなくて、放課後を含めて、その子供たちが一日どういう時間を過ごすことがこの地域にとって、あるいはその子供たちにとっていいかという議論なのだと思います。その中で、私は放課後学習ですとか、土曜学習ですとか、そういったことをあわせて議論をしていただきたいなと思っておりますし、その中で教育バウチャーなのか、現金給付なのかということもあわせて考えていただければなというふうに思います。

この点につきましては、教育委員会の今後の取り組みに大いに私も期待をしているところでありますし、当然ながら大いに期待すると言って丸投げしているわけではございません。予算も含めて

市一丸となって、市議会の皆様のご協力も得て前進することを、あえてこの場でお誓いをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 今市長の誓いを聞いたうえで教育委員会のほうに質問をしていきますが、今回大学入試が改革されました。これは、やっぱり入試改革が行われるというのは、どうなのでしょう、生きていくための必要な能力が変わってきているということのあらわれなのではないかなというふうに感じております。中には、情報処理能力から情報編集能力へというふうに移っていかなくてはいけないというふうにおっしゃる人もございます。言葉が適切ではないかもしれませんが、今のままでは現代社会が必要としない人材をつくってしまうというふうな厳しい言い方をしている人もおります。

教育長、このたびの大学入試改革について、そういうふうな背景も含めてどのように感じておられますか。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） お答えいたします。

現在の日本の学力観というのは3つございまして、1つには知識、技能、2つ目には、思考力、判断力、表現力でございます。そして、3つ目が主体的に学習に取り組む態度ということで、それぞれの国は、どこかに力を入れて教育をするといったようなことをしておりますけれども、日本ではこの3つの学力観、3要素をバランスよく育むということでございます。

この知識、技能を問うた結果を見るのが全国学力・学習状況調査でいいますと、A問題でございます。そして、思考力、判断力、表現力等を見るのがB問題であります。そして、B問題というのを前面に出した今回の大学入学共通テストの改革

であるというふうに思っています。

そのB問題というのは、今回の新学習指導要領の目玉と申しますか、それを子供たちに力をつけていこうというのが新学習指導要領でございます。したがって、先ほど大学入学共通テストへの対応というようなことについてお話を申し上げましたけれども、これの対応をするのは、新学習指導要領を充実させて実施していくことになるのだらうなというふうに思っています。

実は、この思考力、判断力、表現力というのは、今言われたことではなくて、前々からこう言われていて、小学校、中学校ではそのことで取り組んでおりました。ところが、大学入試が変わらないために、小学校、中学校でそういうのに取り組んで力をつけても、高校ではまた以前のように知識、技能中心の授業になってしまうというようなこと。それを改革するために大学入学共通テストが変更されたのだらうなというふうに思います。

そうしますと、小・中学校でやっていたことを高校でもやるということになりますので、思考力、判断力、表現力等を子供たちに十分につけさせてやることのできるのではないかと申します。私は今回の大学入学共通テストの変更というのは、現在の世の中のニーズに合ったものであるというふうに捉えています。

そして、加えて言うならば、実は全国学力・学習状況調査A問題については、全国平均、県平均を上回っているけれども、B問題については、中学校は上回っている教科もありますが、小学校の場合は県平均、全国平均を下回っているということがあります。したがって、ここを強化していくことが子供たちの学力向上につながるものだというふうに思っています。教育委員会挙げて頑張っていきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 申し合わせの時間が来ていますので、次の質問で最後にさせていただきたいと思っております。

新学習指導要領の対応についてであります。今回の改訂でいきますと、教える内容を減らすことや授業時間の削減というのはされておられません。今ふえた内容については、現在学校で取り組まれている内容を見直して時間を創出することになるのだらうと思っております。各学校ごとでそれは決めると思うのですが、その辺の対応と申しますか、具体的には例えばこの時間をこうするとかというのは統一されるのでしょうか、それとも各学校に任せられるのでしょうか。そのあたりのことを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 教育長。

○教育長（遠島 進） 来年度からの教育課程におきまして、英語活動が15時間、そしてまた英語科も15時間ふえると。これの取り扱いについては、現在やっています総合的な学習の時間、この中で英語活動をやっているところもあるわけなのですが、総合的な学習の時間は35時間やっていますが、その中の15時間を使ってもいいというようなことがございますし、また英語科の授業におきましては、これまで45分というのが1単位時間であったものを、15分ずつ3回やれば1単位時間というふうに見ると申します。授業をふやさなくてもこの2年間はやっていくことができるだろうというふうなことです。そこについては各校の対応というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） これで、中村正志議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（白井二郎） 以上で本日の日程は全部終わ

りました。

なお、明12月13日は議案質疑、委員会付託、一部採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 零時08分 散会